２０２５年２月５日　No.４２
発行者：小林洋一　編　集：情宣部

おおふな

ＪＲ東労組 大船支部

「被害者が加害者にされた！ＪＲ東日本武蔵小金井駅暴行事件」

懲戒処分取消等請求訴訟 提訴

（5）　2024年11月20日　懲・戒　第768号

緊急特集

パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた!!
不当処分・不当転勤の撤回を求め共にたたかおう!

三鷹電車区所属センター武蔵小金井駅で社員A（20歳代男性）が勤務時間中、顧客からパワハラ・暴行を受けました。しかし、驚くことにパワハラ・暴行を受けた社員Aが「顧客との面談に同席者の出席に従わず意思を表明した」等、制止しても暴行を続けた事件です。

■事象の発端
・武蔵小金井駅で社員Aが勤務中、顧客から「ホームにいました社員Aに、18時30分頃に入っていました。社員A休憩後の勤務が「内勤」に申告しようと思ったが、「内勤」は「ホームにいる」と言われ、副長Bと面談C によって21時から駅長室で聞き取りが行われました。

三鷹電車区所属センター武蔵小金井駅で社員A（20歳代男性）が勤務時間中、顧客からパワハラ・暴行を受けました。しかし、驚くことにパワハラ・暴行を受けた社員Aが「顧客との面談に同席者の出席に従わず意思を表明した」等、制止しても暴行を続けた事件です。

・暴行を受けた事象が発生し